大分県希少野生動植物の指定案に対する県民意見募集手続の実施結果について

１　実施期間

　令和６年１２月２７日（金）～令和７年１月３１日（金）

２　実施方法

　（１）閲覧方法

　　　①大分県庁ホームページ

　　　②大分県生活環境部自然保護推進室（県庁舎別館５階）

　（２）募集方法

　　　①郵送　　②ファクシミリ　　③電子メール

３　提出意見件数

　意見提出者数：１名　　提出意見数：２件

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 提出者数 | 候補種 | ご意見の概要 | 県の考え方及び反映状況 |
| １ | １ | ミツガシワ | ミツガシワは、すでに大分県天然記念物として指定された生息地があり、県や地元教育委員会が保全対策を行っており、県文化財保護指導委員による巡視パトロールなどが実施されている。  この指定地については、２つの県保護条例によって保護対策を図るということか。部署間の役割や棲み分け、連携等についての方針等があれば知りたい。 | 本県の生育地が南限地であり、県内での限られた生育地において、環境の変化により個体数の減少が確認されていることから、指定したいと考えています。  「野平のミツガシワ自生地」（玖珠町）では、ご意見のとおり２つの条例による規制がかかりますが、関係部署と情報共有を図りながら、多方面から保護を進めていきたいと考えています。 |
| １ | １ | ミツガシワ | 保護区域以外における指定案の対象種については、どのように規制的措置を実施し、保護対策を図るのか。ただ指定しただけでは、採取・盗掘への対策は阻止できないので、具体的な保護対策を望む。  例えば、希少野生動植物保護推進員、自然公園指導員等に対し、巡視報告の年間報告回数設け更新の条件とする、定期研修会への参加の呼びかけを行う、盗掘の現行犯への法的な権限を付与するといった、効果的で実効性のある保護体制を構築してほしい。  また、そのための自然保護憲章の理解と自然共生社会の情勢と実現に向けて取り組んでいただきたい。 | 大分県指定希少野生動植物保護に関する条例により、採取、所持等に対する規制を設けており、それらにより保護対策を図っていきます。  ご提言については、今後の参考とさせていただきます。 |